

三愛記念市原クリニックでは、以下の施設基準届出を行なっております。

(平成30年4月現在)

<基本診療床の施設基準>

- 夜間・早朝等加算
- 明細書発行体制加算

<特掲診療料の施設基準>

- 人工腎臓（慢性維持透析を行なった場合1）
- 透析液水質確保加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 導入期加算1